

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS



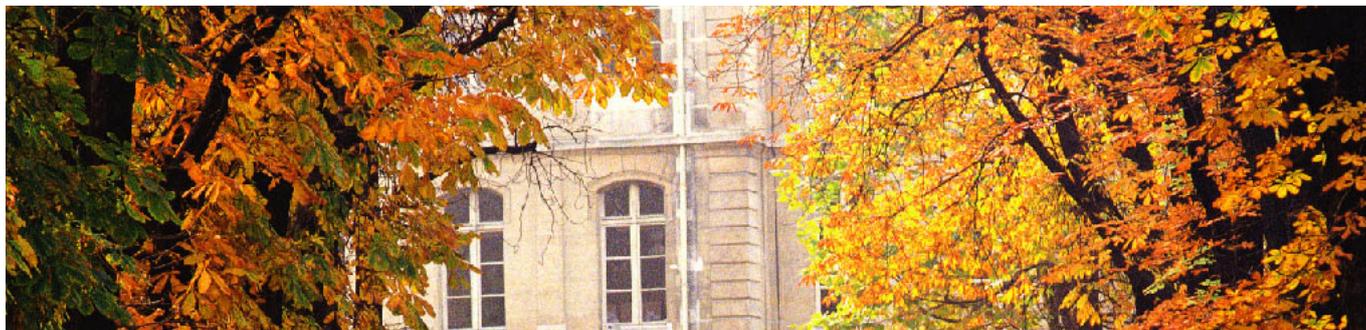
弁護士法人

中央総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表)/ファクシミリ 06-6365-8289
〒106-0032 東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階
電話 03-3568-7244(代表)/ファクシミリ 03-3568-7245

2005 秋号

2005年 10月発行 第40号



錦秋の候、皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、当事務所は新たに中野清登弁護士と福栄泰三弁護士を迎えました。両名とも本年10月に最高裁判所司法研修所を修了した新進気鋭の弁護士です。私ども同様よろしくお願いいたします。

社会経済状況の変化に対応するため、わが国の法改正作業が矢継ぎ早に行われています。企業経営の根幹に関わる会社法も全面改正され、来年5月頃には施行される予定になっています。当事務所では、新会社法をわかりやすく解説した「新会社法と金融実務」を今月中に発刊し、10月17日にはヒルトンホテル4階会場で「新会社法セミナー」を開催いたします。

これからも最新の法情報を提供してまいりたいと存じます。何事によらず、気軽にご利用、ご相談いただきますようお願いいたします。

弁護士法人中央総合法律事務所
所長弁護士 中務 嗣治郎

新入所 弁護士ご挨拶



弁護士 中野 清登
(なかの・すみと)

この度、当事務所に弁護士として入所することになりました。現在、司法制度改革により弁護士の人数が増加し、弁護士間の競争も激しさを増しています。このような時代には、より質の高い仕事をしていく以外に、依頼者の方々の信頼を得る方法はないと思っております。

私の弁護士としてのキャリアはまだ始まったばかりですが、担当した仕事に責任を持つと共に、事務所の諸先輩の豊富な法的知識を一日も早く吸収して自分の糧とすることで、依頼者の方々に満足して頂ける法的サービスを提供していきたいと思っております。

なにとぞご指導ご練達のほどよろしくお願い申し上げます。

出身大学 京都大学 法学部
経歴 2005年10月
最高裁判所司法研修所修了 58期
中央総合法律事務所入所(平成17年10月)



弁護士 福栄 泰三
(ふくえ・たいぞう)

この度、司法修習を終え、当事務所において弁護士としての第一歩を踏み出すこととなりました。

弁護士に期待される社会的役割が拡大し、依頼者の方々のニーズも多様化、複雑化する中、当事務所の一員として執務することの責任の重さに身の引き締まる思いしております。

微力ではありますが、依頼者の方々に満足していただけるよう、一件一件、丁寧かつ誠実な事件処理を心がけていくつもりです。

まだまだ右も左も分からない若輩者ではございますが、諸先輩方から学びながら日々精進していく所存です。

なにとぞ、皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

出身大学 同志社大学 法学部
経歴 2005年10月
最高裁判所司法研修所修了 58期
中央総合法律事務所入所(平成17年10月)



弁護士

中務 正裕

(なかつかさ・まさひろ)

出身大学

京都大学法学部
米国ノースウェスタン大学
ロースクール(LL.M)

経歴

1994年4月
最高裁判所司法研修所修了
(46期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所
1997年4月
中務正裕法律事務所開設
1999年4月
中央総合法律事務所復帰
2005年5月
米国ノースウェスタン大学
ロースクール卒業
2005年8月
米国カークランド・エリス
LLP法律事務所勤務

取扱業務

金融法務、商事法務、
会社法務、倒産法務、
民事法務、民暴対策法務、
家事相続法務等

アメリカ留学報告記

弁護士 中務 正裕

2004年8月から、アメリカイリノイ州シカゴにあるノースウェスタン大学ロースクール(Northwestern University School of Law)に留学し、2005年5月、LLM(Master of Law 法学修士)を取得し、無事卒業いたしました。現在は、アメリカのカークランド・エリス法律事務所にて執務しております。弁護士実務を10年してからの留學生活は、厳しいながらも、新鮮であり、弁護士となった初心を改めて思い出させてくれる有意義な1年でした。

ロースクールの授業

アメリカのロースクールでは、伝統的にソクラテスマソッドという問答方式の授業方式がとられています。ソクラテスが弟子との問答で答えを導いていった方式にちなんだもので、教授は学生をどんどんとあてていき、学生が答えると、それに反論したり、事例を少し変えたりして、突っ込んでいき、その学生が答えに詰まると他の学生をあてていくという繰り返しです。質問も、あなたがこの当事者の弁護士だったとしたら、どのようにすべきだったかと思うか、というような実践的なもので、学期が始まった最初の頃は教授の質問自体がよくわからず、いつ、「Mr. Nakatsukasa!」といわれるかと思って冷や汗をかく始末でした。あてられて何も答えられないのは授業に参加していないということになりますので、必死で予習していくことになりましたが、毎回ケースブックという判例ばかりをあつめたテキストを100ページくらいは読んで自分なりにまとめておかなければならず、夜遅くまで図書館で勉強し、家と大学の往復だけの毎日が続いたという感じです。今思うと、内容自体の知識ではなく、その応用力や思考力に重点が置かれていたのだという気がします。テストはこの延長線上にあり、オープンブックが原則で、テスト中でも何を参照しても良く、中には24時間テストといって、翌日のその時間までに提出すればよく、好きなだけ調べて書いても良いものもあり、徹夜して23時間55分かけて提出したのもありました。テストにしても、教授や学生との議論にしても、日本人同士という共通のバックグラウンドのない相手を説得しなければなりませんので、論理的かつ具体的に述べないとならず、日本語特有の曖昧な言い方もありませんので(例えば、「この点、…は」などという言い方はできません)。英語という言葉の問題だけではなく、改めて自分自身の思考力や論理性を鍛え直した気がします。授業では、会社法、知的財産権法、金融取引法ゼミ、証券取引法、倒産法、M & A取引法ゼミなどを履修しました。

Bluhm Legal Clinic

アメリカのロースクールでは、付属機関として実際の訴訟や事件を担当するLegal Clinic部門が併設されており、そこでは教授が代理人となり、弁護士(主に卒業生)や学生がチームとなって実際の事件を担当します。ノースウェスタンのBluhm Legal Clinicは全米のロースクールの中でも最も評価の高いLegal Clinicの一つであり、私もこのLegal Clinicの民事訴訟のコースを選択し、実際の事件を担当しました。依頼者はアフリカの

メレーンからアメリカに来て、政治的亡命を求めている女性でした。カメルーンでは、英語圏地域とフランス語圏地域があり、少数派の英語圏地域の人々は、フランス語圏地域の人々や政府より迫害を受けており、この女性は、英語圏地域の人たちの政治的参加の自由や権利保護を求めて活動する団体のメンバーでしたが、その活動により、政府により投獄され、また、暴行を受けていました。

この女性は亡命申請が移民局により却下されたため、その不服申立をある弁護士に依頼したのですが、この弁護士は、弁護士報酬5000ドルの上限付の委任契約を締結し、事件を受任したものの、そのわずか2週間後に、既に4500ドル分の仕事をしたとして、受任を維持するためには、新たに上限なしの委任契約を締結する必要があるとし、その女性に新しい委任契約の締結を求めました。女性がこれを拒否するや、直ちに、その女性に対し、未払い弁護士費用として4500ドルの訴訟を提起し、アメリカでは、弁護士費用の担保のために預かった書類に留置権が成立することを盾に、女性から提出された亡命申請関係書類の返却を一切拒んできました。そのため、この女性は、Bluhm Legal Clinicに來所し、この弁護士費用請求事件と、政治的亡命の不服審査事件の依頼を求めてきました。

私は、弁護士費用請求事件の担当グループに入り、相手方に対し、契約違反及び詐欺の反訴を提起し、徹底的に争う構えをみせ、さらに、預かり書類の返却を求めるため、本件においては留置権が成立しないとして、返却断行の仮処分申請を行い、また、返却しない場合には、横領を訴訟原因とする損害賠償請求を行うことを通知しました。当初は、相手方も徹底して争う姿勢を示しましたが、ついには、仮処分の審尋期日において、私たちが反訴を取り下げる条件に、女性に対する訴訟を取り下げ、また、預かり書類もすべて返却することを申し出てきました。これにより、実質全面勝訴の和解が成立しました。

更には、政治的亡命の案件についても、Legal Clinicの弁護士や学生による精力的かつ献身的な弁護活動により、私たちの案件で実質的に勝訴した2週間後には、この女性に対して裁判所が政治的亡命申請を認めるよう命令を下しました。カメルーンからの政治的亡命という案件は、単にアメリカに行きたいという経済的理由によるものが殆どであるため、政治的亡命が認められるケースは殆どありません。そのため、私自身も当初は半信半疑であったのですが、Legal Clinicでは、少額訴訟であっても、徹底して争い、最大限、依頼者の防御を行い、結局この弁護活動が相手をあきらめさせ(相手方の弁護士費用が請求額より高くなることは明らかでした)他方、亡命事件でも、暴行の痕跡が認められるとする医師の鑑定意見を取得し、かつ、各書類について虚偽ではなく真実であるとする、専門家証人を得るなど、徹底した弁護活動を行ったことにより、勝訴を勝ち取ったものと言えます。これまでの弁護活動をするとなれば、通常の法律事務所では相当な弁護士費用

がかかるであろうことは明らかであり、殆どお金をも
っておらず、仕事をするのが認められていない
この女性にとって、普通に弁護士を雇うことは不
可能であったと思います。

アメリカの弁護士は、ややもすればビジネス分
野における費用の高額さや、すぐに訴訟を行うと
いうことで悪名高いという印象が強いですが、他
方でこのようなプロボノ活動もダイナミックかつ精
力的に行われています。

母国で迫害を受け、無一文でアメリカにわたっ
てきた女性が、これにより、何の債務も負担もなく、
アメリカで新しい生活の一步を踏み出すことがで
けるようになったわけです。この事件を経験し、「フ
ィラデルフィア」という映画で、弁護士が言った私
が一番好きなセリフを思い出しました。

どうして弁護士をやっているのかと問われ、彼
は答えます。“ Well... many things. But I think
the thing I love the most, is that every
once in a while, not that often, but
occasionally... you get to be part of justice
being done.”

私なりに意識すると、

「大抵は、力のあるやつ、金をもっているやつ、強
いやつが勝つ。でも、法廷の中では、時に、ほんと
に時たまかもしれないけど、正義が勝つときがある。
それに一枚かむことができるのが、最高なんだ。」
いい経験ができた、ロースクールの1年でした。

卒業後の実務研修

卒業後、2005年8月より、アメリカのローファーム
であるカークランド・エリス法律事務所(Kirkland
& Ellis LLP)(www.kirkland.com)のシカゴオフ
イスで勤務しています。2006年7月までの1年間の
予定です。カークランド事務所は、全米でもトップ
クラスの評価を得ている事務所で、約1000名の
弁護士、アメリカ国内5カ所とロンドン、ミュンヘンに
事務所があります。中でも、IP部門(知的財産権)、
訴訟部門、倒産部門は、例年Fortune250の企
業によりトップクラスにランクされる評価を得ており、
私の配属先部門は、IP部門と倒産法部門両方
です。IP部門では日本企業の代理案件も多く、また、
倒産法部門では、ユナイテッド航空の民事再
生事件なども取り扱っており、日々忙しく充実した
毎日を送っています。

シカゴオフィスは、カークランド事務所のメインオ
フィスであり、約450名の弁護士が勤務し、オフィ
スは、86階建のビルの50階から70階にかけての
10数フロアを占めています。ダウンタウンからは、ビ
ルのその部分だけ一晩中電気がついていること
で有名です(いわゆる、「たこ部屋」だということです)。大阪でも中央総合は、深夜遅くまで事務
所の電灯がついており、それが新地本通りからよく
見えることもあって、「たこ部屋」との評判を受
けていましたが、シカゴでも「たこ部屋」で仕事が
でき、とても嬉しく(?)思っています。

日本でも、ライブドア対ニッポン放送の案件などを
みていますと、ますますアメリカ的な企業法務分
野での対応が必要となってきている感を強くして

います。クライアントの皆様にはいましてはご迷
惑をおかけすることになりますが、これから必要と
される知識・経験を十分身につけて帰って参りま
すので、どうぞよろしくお願い致します。

(各月の留学報告については、事務所HPのLETTERS
のところに掲載しています)



ミシガン湖からみたシカゴ

シカゴといえば、アルカボネのギャングの時代を思い浮かべますが、
今はとても美しい安全な町です。高層ビルが立ち並んでいますが、
湖岸はビーチになっており、ヨットが多数つながれて、夏には湖水浴
が楽しめます。



シカゴの夜景

左側にある高層ビルがカークランド事務所のあるAon Centerで
86階、右にあるのがシアーズタワーで110階です。



リグレーフィールドでのシカゴカブスの試合

シカゴにおけるカブスの人気は大阪のタイガース人気に勝るとも
劣らずで、試合の日などは、カブスの帽子にカブスのTシャツの人
たちであふれます。



弁護士

小林 幹雄

(こばやし・みきお)

出身大学
立命館大学文学部

経歴
2000年10月
最高裁判所司法研修所修了
53期
大阪弁護士会登録
(中央総合法律事務所入所)

取扱業務
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務
中国ビジネス法務

著書
共書
『逐条解説 中国契約法の実務』
(中央経済社)

通常業務復帰のご挨拶(中国留学を終えて)

弁護士 小林 幹雄

クライアントの皆様、お久しぶりです。当職は、中華人民共和国上海市における約2年間(平成15年9月～本年7月)の留学を終え、本年8月より通常の業務に復帰致しました。

今後は中国ビジネス法務を主要な業務分野の一つとして、よりの確かつ専門的なリーガルサービスをご提供する所存です。本欄では、約2年間の留學生活のご報告をすると共に、当事務所におけるこれからの中国ビジネス業務体制についてご紹介致します。

1 留学の主な内容

当職は、留学期間を通じて中国上海市にある復旦大学(Fu-Dan University)に在籍し、1年目には国際文化交流学院の漢語進修生として中国語を、2年目には法学部高級進修生(大学院聴講生)として主に国際経済・貿易関連の中国法を学びました。

また、より実践的な中国法律実務についての理解を深めるため、上記と併せて現地の法律事務所における実務研修も行いました。

2 復旦大学における中国語及び中国法の研修

当職の留学した復旦大学は1905年に設立された国立の総合大学で、本年、ちょうど創立100周年を迎えています。上海市の北部に位置する同大学のメインキャンパスは広大で緑も多く、学生達にとって勉強面・生活面において良好な環境にあります。

同大学には、中国語等を学ぶ留学生のために「国際文化交流学院」が設けられており、当職も1年目には同学院にて中国語を学びました。同学院では、能力別にクラス分けがなされてほぼ毎日授業があり、講読、リスニング、口語、作文等を総合的に学ぶことができます。弁護士になってからというもの、このように基礎から中国語を学び直す機会はあまりなかったもので、上記期間は中国語能力の向上にとって非常に有意義であったと思っています。同学院における中国語研修のおかげもあり、帰国前の5月に参加した現地の中国語能力検定試験(HSK試験)では、高級の10級(最高級は11級)を取得することができました。

また、同期間中、各国からきた多くの留学生と交流できたことも貴重な経験でした。互いにまだまだ未熟な中国語での交流でしたが、それでも自

分の国の文化や習慣を紹介しあい、時には議論を通じて良い関係を築くことができました。

2年目には、法学部大学院において「民商法」や「国際法」等の講義を聴講し、また「国際貿易法」など、ゼミ形式の授業にも参加しました。最初に参加するまでは「中国の大学院のゼミはどのようなものだろうか?」ということにつきあまり想像ができませんでしたが、日本の大学のゼミと同様、教授の周りを学生が囲み、いくつかのテーマについて順番にプレゼンテーションを行い、これについて皆が議論するというものでした。このゼミの場では、活発に意見を述べるその他の学生の姿勢に刺激を受け、当職もできるだけ意見発表や質問をするように心がけました。また、前期と後期に一度ずつプレゼンテーションをする機会も与えられ、中国のWTO加盟や対外貿易制度について発表を行いました。留学生の立場からすると、内容の良し悪しよりも、まずきちんと意味が伝わるかどうかという点が心配でしたが、周囲の協力を得ながらも何とか準備し、プレゼンテーション終了後に皆から拍手をもらったときには非常に嬉しかったことを覚えています。ところで、ゼミの雰囲気は、といえば、学生達は真面目ですが決して窮屈な雰囲気というわけではなく、和やかで、例えば夏の暑い日に教授がポケットマネーで皆にアイスクリームをご馳走したり、最終講義の日は教授がお菓子やコーヒーを用意して皆と茶話会をしたり、ということもありました。

このように、大学院における聴講期間では、現代中国の立場から、国際経済や国際貿易に関する最新事情を学ぶことができたこと、及び中国の学生との交流により、彼らが、今何を考えているかについて少しでも理解できたことが大きな収穫でした。

以上をまとめれば、復旦大学における留学は、中国語の能力向上においても、また中国法の理解を深めるためにも、そして国内外の学生と交流するという意味においても、内容の濃いものであり、非常に満足しています。

3 現地事務所での研修

現地では、法律事務所での実務研修も行いました。これは、大学以外の場所でも自分の中国語を鍛えたかったということ、また中国の法律実務に

対する理解を深めたかったという理由によります。幸い、受け入れてくれる事務所もあり、合計で3つの事務所です実務研修を行いました。企業法務、金融法務に強みを有する事務所、或いは知的財産権関連事件の豊富な実績を誇る事務所等、個性も専門領域も異なる現地事務所において研修を行い、それらの業務内容を理解することができました。例えば、知的財産権関連業務を得意分野とする事務所では、二セモノ問題や特許権侵害の紛争といった、現在の中国でまさに重要分野となっているこれらの業務について、事件処理の流れやポイントを理解することができたものと考えています。また、その他の事務所でも、現地法人や代表事務所の設立、各種国際契約の締結、関連交渉などについて、同様に理解を深めることができました。これらの経験は、当事務所がご提供させていただく中国ビジネス法業務の重要な基礎となるものと思います。なお、上記の実務研修の過程では、若く、バイタリティあふれる優秀な多くの中国人弁護士と知り合うこともできました。仕事に対する彼らの姿勢は大いに刺激となるものでした。

4 滞在中に訪れた都市

本題とは少し離れますが、留学期間中は多くの都市、地域を訪れました。首都北京はもちろん、広州、アモイ、寧波といった日本企業にも馴染みの深い沿岸都市、四川省や湖南省といった内陸部、また北部のハルビン、長春、大連、瀋陽などを訪れました。旅先で体調を崩したり、いろいろとトラブルもありましたが、振り返って見れば、良いことのほうがたくさんありました。特に思い出深いのは、中国人の友人の結婚式に招かれ、彼の故郷である農村で結婚式に参加したことです。

なお、中国国内は多くの飛行機路線も設けられていますが、他都市へ移動する際、当職はできるだけ列車を利用するようにしていました。飛行機なら数時間で到達する場所へ、列車だと十数時間、長いときは、24時間以上乗り続けて大変な行程ですが、車窓からその土地独特の風景を間近に見ることができ、また隣り合わせた現地の人と交流することができ、より身近に中国を体験することが鉄道旅行の魅力といえます。

上記のように中国の多くの場所を訪れたことは、今後ますます広範囲に広がっていくであろう中国

における日系企業のビジネス展開案件を処理する上で、大きなプラスとなるものと考えています。

5 今後の当事務所における中国ビジネス法務体制

当職は、上海での上記研修を通じて、合弁会社設立、国際契約書のチェック、知的財産権侵害に対する対応、訴訟手続などの事案についての理解を深めてまいりました。その過程で、日本企業の中国ビジネス法務に対する要求も複雑化、かつ多様化していることを強く感じました。例えば、従来であれば生産型企業を中心であった合弁や独資企業等の設立も、近時の開放領域の拡大に伴い商業企業の設立なども主要な業務分野となってきました。また、常に新法規、通知が発せられ、実務に大きな影響を与える中国の現地の事情を理解することも非常に重要であると考えています。

従って、今後、当事務所と致しましても、多様化する中国業務に対応すべく、現地の法律事務所とも協力を図りながらより一層的確な処理を実現したいと考えております。また、変化の早い中国の法律や法規に随時対応し、中国投資を検討されているクライアントの皆様がより適した進出形態を選択されるに際してのアドバイスを提供させていただきたいと考えております。それに伴い、事務所ニュース、講演などを通じて、中国ビジネス法に関する最新の情報を発信できるような体制を整えていきたいとも考えております。

また、上記留学期間中は、研修先となった上海の3つの事務所だけではなく、その他の都市の弁護士とも交流を行っていますので、今後中国各地における案件に対応することができるものと考えております。そして、上記のほか、当職個人としても、雑誌への記事執筆やセミナーでの講演、また、ロースクールでの講義(現在、関西大学のロースクールで中国ビジネス法関連の講義を週1回担当し、外商投資企業や知的財産権についての講義を行っています)などを積極的に行って行きたいと考えております。

クライアントの皆様におかれましては、今後とも中国ビジネス法務に関するご相談がございましたらお気軽にご相談ください。



弁護士

藤井 康弘

(ふじい・やすひろ)

出身大学
同志社大学法学部

経歴
2002年10月
最高裁判所司法研修所修了
(55期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

取扱業務
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務等

不正競争防止法(平成17年改正)について

弁護士 藤井 康弘

1 はじめに

今般、営業秘密の侵害行為や模倣品・海賊版によるブランド価値等の侵害行為に対する措置を拡充し、適正な競争環境を維持することなどを目的として不正競争防止法が改正されることとなり、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が平成17年11月1日から施行されます。

以下に、今般の改正の概要について解説いたします。

2 営業秘密の保護強化

(1) 営業秘密の国外使用・開示処罰の導入

改正前の不正競争防止法においては、営業秘密の侵害行為について、国外において使用・開示がなされた場合処罰することができませんでした。しかしながら、最近では、国際化が進出し、国内犯の処罰だけでは、営業秘密の保護を十分に図れなくなってきました。

そこで、本改正において、日本国内において管理されていた営業秘密について詐欺等行為、管理侵害行為があったときは、当該営業秘密の使用・開示が国外で行われた場合においても、処罰の対象とされることとなりました。また、日本国内において管理されていた営業秘密を保有者から示されたその役員、従業員が、日本国外において、営業秘密の管理にかかる任務に背き、当該営業秘密を使用・開示した場合についても処罰の対象とされることになりました(法21条4項)。かかる規定からは、詐欺行為等が国外にある営業秘密に対して行われた場合及び保有者から営業秘密が示された場所が国外である場合には、処罰の対象とはなりません。

また、裁判所の保持命令違反についても、国外で行われた場合も処罰の対象とされることになりました(法21条5項)。

(2) 退職者の処罰の導入

また、退職者による営業秘密の漏えい等がなされる場合も増加しています。そこで、このような現状をふまえ、退職者による営業秘密の侵害についても、一定の場合に処罰の対象とされました。

具体的には、営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業員であった者が、不正の競争の目的で、在職中に、当該営業秘密の管理にかかる任務に背いて営業秘密の開示の申込みをし、又は当該営業秘密の使用・開示について請託を受けて、退職後、当該営業秘密を、使用又は開示した場合を新たに処罰対象としました(法21条1項8号)。

このように、在職中に、行為者が営業秘密の開示の申込みをするか、使用開示の請託を受け、退職した後に当該営業秘密を使用・開示した場合には処罰されることとなりました。

(3) 法人処罰の導入

従業員等が、営業秘密侵害行為(法21条1項4号、5号、9号又は10号)に該当する行為。を行った場合には、法人も処罰されることとなりました。

かかる場合、法人には、1億5000万円以下の罰金が科されることになっています(法22条1項2号)。

3 模倣品・海賊版対策の強化

(1) 著名表示の冒用行為への刑事罰の導入

他人の著名な商品等表示にかかる信用もしくは名声を利用して不正の利益を得る目的で、又は当該信用もしくは名声を害する目的で、自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一もしくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引渡、譲渡もしくは引渡のために展示し、輸出し、輸入し、もしくは電気通信を通じて提供する行為を行った者は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金、又はこれを併科することとされました(法21条1項2号、法2条1項2号)。法人は、3億円以下の罰金が科されます。

かかる規定により、偽ブランド品の譲渡、譲渡目的での輸出、輸入、インターネット上での提供行為について、刑事罰が科されることとなりました。

(2) 商品形態模倣行為への刑事罰の導入

不正な利益を得る目的で、「他人の商品の形態」当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡もしくは貸し渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為をした者は、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、又はこれらが併科されます(法21条2項、法2条1項3号)。法人に対しては、1億円以下の罰金が科されます。

かかる規定により、コピー商品の譲渡、譲渡目的での輸出、輸入について、刑事罰が科されることとなりました。

(3) 商品形態模倣行為の民事規定の明確化

「商品の形態」とは、需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感をいふと規定し(法2条4項)。また、「模倣する」とは、他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいふと規定されました(法2条5項)。

この点、「商品形態の模倣」については、以下のとおり解釈されることとなります。

まず、外観の比較において、実質的に同一の形態の場合、内部構造の如何に関わらず、形態模倣となり得ます。

次に、外観の比較において、機能上不可欠な形態、ありふれた形態である場合は、内部構造が実質的に同一の形態の場合に形態模倣となり得ます。

最後に、外観の比較において、実質的に同一でない形態の場合、内部構造が実質的に同一の形態であっても、形態模倣とはなりません。

かかる改正は、これまでの判例で確立した考え方を明文化したものです。

(4) 水際措置の導入(関税定率法の改正)

関税定率法の改正により、周知表示混同商品(法2条1項1号)、著名表示冒用商品(同項2号)、商品形態模倣商品(同項3号)を、税関における輸入の水際差止制度の対象とされることとなりました。

なお、かかる改正は、平成18年3月1日から施行されます。



弁護士

川口 富男

出身大学
京都大学法学部

経歴
1959年4月
最高裁判所司法研修所修了
(11期)
裁判官任官
東京高等裁判所、大阪高等
裁判所、大阪地方裁判所等
の裁判官および最高裁判所
調査官として民事裁判に携
わる。

京都家庭裁判所所長、京都
地方裁判所所長、高松高等
裁判所所長官歴任

1999年11月
高松高等裁判所所長官を定年
退官

2000年1月
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

現在
日本調停協会連合会副理事長
近畿調停協会連合会会長
大阪民事調停協会会長

取扱業務
民事法務、商事法務、会社
法務、金融法務、倒産法務、
行政法務、家事相続法務

裁判エッセイ 15

長編小説を読む

長編小説といえば、一昔前には、トルストイの「戦争と平和」やロマン・ロランの「ジャン・クリストフ」「魅せられた魂」などが一世を風靡し、私なんか夢中で読んだものです。教養として必読の書とされていまして、半強制的な義務感から読み出し、読み進むほどに「魅せられ」ていったように思います。しかし今は、こうした長編は若者に限らず皆が読まなくなっていて、ほとんど過去の書物になっているような印象があります。

これらの作品は優れたものですが、来世紀まで残るものかということには疑問があるようです。しかし間違いなく残るとされているのが、プルスT(1922年没)の「失われた時を求めて」です。

ところがこの小説は、まさしく長いうえに、活字が紙面いっぱい広がっていて余白がなく、議論が細かく抽象的だし、甘美な味わいにも欠け、話の筋に波瀾万丈といった面白みがないので、読み進む気が薄れてしまうのです。

ですからこの小説は、皆が最後まで読まない本としても有名で、詩人の荒川洋治までが「なんと7回も『この機会に読んでみようかなあ』という思いに強くさそわれながら、果たしていないのである。第1巻の90頁あたりまでは何回も行き来するが、そこから先へいかない」と言うのです(「遠い名作」忘れられる過去 みすず書房)。

私も、新潮社の全訳本を持っていましたが、何回も中断を繰り返していました。ある時京都の有名な三月書房(寺町二条上ル)の主人に「何かもっと読みやすい訳本はないものかなあ」とぐちゃったところ、「近々集英社から鈴木道彦訳が出るらしい。期待できますよ」との答えでした。そして期待のとおり、平成8年から5年かかって全部で13冊、とても美しい本が出、完結とともに読売文学賞の翻訳部門を受賞したのです。

梗概や索引が完備し、注も詳しく、美しい原色の挿絵もあり、なにより先ずこれ以上ないというくらい読みやすい日本文になっています。訳者にも編集者にも、読みやすく美しい本を作ろうという明確な意思があったと感じさせる本です。私はこれを刊行のタイミングに合わせて読み終えたのでした。しかし5年がかかりで読むというのはいくらなんでも長すぎましたので、ただ今集中的に再読中、まもなく終わります。すばらしいの一言に尽きます。一つの匂いの描写を1頁近くにわたってするなどという芸当も出てきます。しかも見事に納得させられるのです。それに類したことが山積されている書物です。

裁判記録には膨大なものがあります。ロッカー一杯の記録なんていうものも珍しくありません。それも錯綜した事件であるが故に多くの記録になるので、順番に読んでいっても、すぐに真

相が現れるという保証は全くありません。読み易いものではありませんし、もとよりあらましや索引がついている訳ではありません。初心のころは気が遠くなる思いをするのが常でした。

それでもまず読まなければ始まりません。正直なところ嫌にもなります。しかし裁判官が嫌がっているのは当事者は救われません。

対策として私は、こういう事件には無尽蔵に時間を与えることにしていました。一定の時間内に読み切ろうとすると無理がきます。また気分が乗らないこともあります。そういう時は仕切り直しをします。何回も何回も。結局この事件を解決する者は自分以外にないのだ、これには人の生命、財産がかかっているのだという責任感、義務感が最初や途中の難関を突破する原動力になるのだと思います。するとあとは、多少の努力の継続で、読破でき、全体像や個々の姿が見えるようになっていきます。自分なりの索引もおのずからできていきます。人にも説明できるようになりますし、いろんな要約をすることも可能になります。実は判決書は、裁判記録の判決用要約版と考えればよいです。

それによいことには、当事者がよくもこんな大変な記録を読み切ってくれたと感心し感謝して、こちらの示唆に従う和解に応じてくれるようなこともありました。難件が一挙に解決するので、努力は無駄にはなりません。

長編小説に戻りますと、ここでは裁判記録の時のような責任感はありません。ではどうすれば読めるのかということですが、読書の達人が一様に言うには、買うことが大切で、図書館で借りてはいけなそうです。その本に責任と愛着を持つことが大切なのです。ですから親しい人から貰うということがあってよいでしょう。このようにして主観的にも客観的にも、いつでも、いつまでも読めるという態勢を作ります。次に動機付けが大切です。一昔前の教養時代のような義務感があればよいのですが、今はそれがありませんから、興味を引く何かを補うのです。私の場合の三月書房主人の言などがそうです。また「失われた時を求めて」には、美しい花やモードや絵画や音楽の話がふんだんに盛り込まれていますが、そうしたものの美しい本がいくつか出ていますから、座右においておくと、生き生きとしたイメージをわき起こす手助けとなります。このような介助を受けて読むほどに、この本に満載されている絢爛にして皮肉で罪深く細やかな人間模様が浮かび上がるように見えてきます。こうなるともうしめたものです。むしろ麻薬のように中断できなくなり、「遠い名作」でなくなることも受合いです。訳者も、この本こそは何回も読み返せる面白い小説だと保証しています(「プルスを読む」集英社新書)。

年金税制改正のあらまし

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄



税理士 岡山 栄雄
(おかやま・えいお)

出身学校
高知学芸高等学校
関西学院大学経済学部

出身地
高知県四万十市

主な経歴
大阪国税局 総務部 企画課長
大阪国税局 査察部 管理課長
大阪国税局 査察部次長
国税不服審判所 審理部 副審判官
福知山税務署 署長
南税務署 署長

事務所
大阪市北区西天満2丁目10番2号
幸田ビル6階603号
TEL 06-6363-2063
FAX 06-6363-2067

年金税制改正の趣旨

我が国の年金税制は、保険料を拠出する段階において、社会保険料控除として支払った保険料の金額を所得金額から控除して課税対象から除外する一方、年金の受給段階において、公的年金等控除と老年者控除の適用によって実質的に非課税に近い状況となっています。

「公的年金等控除」は、年金という特定の収入に適用される特別の控除で、その控除額も大きく、特に65歳以上の高齢者については、その人の経済力にかかわらず一律に優遇する措置であり、世代間のみならず高齢者間においても不公平な取扱いとなっています。

また「老年者控除」は、65歳以上という年齢のみを基準に高齢者を優遇する措置となっており、このため65歳以上の年金受給者の課税最低限は、現役世代の給与と所得者より高い水準となっています。

このような状況を踏まえて、世代間・高齢者間の税負担の公平を確保する観点から、年齢のみを基準に高齢者を優遇する措置となっている、年齢65歳以上の者に対する公的年金等控除の上乗せ措置と老年者控除制度が廃止されることになりました。

公的年金課税の見直し

公的年金等に係る雑所得の金額は、その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額とされています。

$$\text{公的年金等の雑所得の金額} =$$

$$\text{公的年金等の収入金額} - \text{公的年金等控除額}$$

この度の改正によって、公的年金等控除額のうち、年齢65歳以上の者に設けられていた上乗せ措置が廃止されました。

しかし別途、老年者特別加算として年齢65歳以上の者については、公的年金等控除額の最低保障額70万円に50万円を加算して、120万円とする特例措置が講じられました。

ただし、65歳以上の者でも年金収入額が330万円を超える場合は、特別加算の部分がなくなり、65歳未満の者と同じ控除額となります。

(改正前)

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満	130万円以下	70万円
	130万円超410万円以下	収入金額×25%+37.5万円
	410万円超770万円以下	収入金額×15%+78.5万円
	770万円超	収入金額×5%+155.5万円
65歳以上	260万円以下	140万円
	260万円超460万円以下	収入金額×25%+75万円
	460万円超820万円以下	収入金額×15%+121万円
	820万円超	収入金額×5%+203万円

(改正後)

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満	130万円以下	70万円
	130万円超410万円以下	収入金額×25%+37.5万円
	410万円超770万円以下	収入金額×15%+78.5万円
	770万円超	収入金額×5%+155.5万円
65歳以上	330万円以下	120万円(70万円+50万円)
	330万円超410万円以下	収入金額×25%+37.5万円
	410万円超770万円以下	収入金額×15%+78.5万円
	770万円超	収入金額×5%+155.5万円

老年者控除制度の廃止

納税者が年齢65歳以上の高齢者で、合計所得金額が1,000万円以下である場合は、総所得金額等から老年者控除として50万円を控除することができました。この度の改正によって、この老年者控除制度が廃止されました。

公的年金に係る確定申告

公的年金課税の見直しと老年者控除制度の廃止に伴って、65歳以上の高齢者に支払われる年金給付額については、本年2月以降に支給される年金額から差し引かれる源泉徴収額が増額となっています。したがって、源泉徴収された税金は、来年の確定申告によって所得税額の精算をする必要があります。

このため、来年の確定申告期は、一連の税制改正による消費税の課税最低限の引き下げによって、新たな課税事業者の申告が全国で約140万件増加することに加え、公的年金課税の見直しと老年者控除制度の廃止によって、高齢者による所得税の確定申告が著しく増加するものと予想されています。

大阪事務所



弁護士法人
中央総合法律事務所

<http://www.clo.jp>

大阪事務所
〒530-0047
大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階・受付5階
TEL. 06-6365-8111(代表) FAX. 06-6365-8289

東京事務所
〒106-0032
東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階
TEL. 03-3568-7244(代表) FAX. 03-3568-7245

東京事務所



所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎 弁護士 岩城 本臣 弁護士 森 真二 弁護士 加藤 幸江 弁護士 村野 譲二 弁護士 安保 智勇 弁護士 浅井 隆彦
 弁護士 中光 弘 弁護士 中務 正裕 弁護士 村上 創 弁護士 小林 章博 弁護士 中務 尚子 弁護士 錦野 裕宗 弁護士 鈴木 秋夫
 弁護士 小林 幹雄 弁護士 三浦 章生 弁護士 近藤 恭子 弁護士 藤井 康弘 弁護士 國吉 雅男 弁護士 瀧川 佳昌 弁護士 衛藤 祐樹
 弁護士 金澤 浩志 弁護士 中野 清登 弁護士 福栄 泰三 弁護士 川口 富男 弁護士 岡村 旦 法務第一部長 寺本 栄 法務第二部長 角口 猛